

2026 年 10 月 6 日

各 位

会 社 名 バリュークリエーション株式会社
代表者名 代表取締役社長 新谷 晃人
(コード：9238、東証グロース市場)
問合せ先 執行役員 経営企画部 和田 晃一
(TEL. 03-5468-6877)

ジー・プラン株式会社に対する反訴の提起に関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 28 日付「当社及び当社元取締役に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ」にて公表した、ジー・プラン株式会社（以下「ジー・プラン」といいます。）が当社及び当社元取締役に対して提起した損害賠償請求訴訟（以下「本訴」といいます。）について、本日、ジー・プランに対し、損害賠償を求める反訴（以下「本反訴」といいます。）を東京地方裁判所に提起しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本反訴を提起した裁判所及び年月日等

裁判所	東京地方裁判所
反訴提起日	2026 年 10 月 6 日
基本事件番号	令和 8 年（ワ）第 104751 号 損害賠償請求事件

2. 本反訴を提起した相手方の概要

名称	ジー・プラン株式会社
所在地	東京都千代田区飯田橋三丁目 10 番 10 号
代表者の役職・氏名	代表取締役 滝山 義隆

3. 本反訴の提起に至った経緯

ジー・プランは、本訴において、同社及びその親会社が運営していた広告代理事業に関して行われた架空循環取引により損害を被ったとして、当社及び当社元取締役に対し、損害賠償を請求しています。

これに対し、当社が設置した特別調査委員会による調査では、当社及び当社関係者による本件架空循環取引への意図的な関与又は他の関係者との共謀は認められておりません。

当社は、本件取引がジー・プランの従業員により主導され、当社に対して実体を伴う通常の広告取引であるかのような説明及び取引明細の交付が行われた結果、当社が本件取引に組み込まれ、下流取引先への支払並びに特別調査委員会の調査その他の対応に係る費用を負担することとなったと主張しています。

以上を踏まえ、当社は、ジー・プランがその従業員の行為について民法第 715 条第 1 項に基づく使用者責任を負うとして、当社に生じた損害の賠償を求めるため、本反訴を提起しました。

4. 本反訴の内容

当社は、ジー・プランに対し、以下の損害賠償金及びこれらに対する遅延損害金の支払並びに訴訟費用

の負担を求めています。

請求 1	2025 年 11 月取引分について、当社の下流取引先に対する支払額がジー・プランからの受領額を上回ったことによる損害等 118,855,935 円
請求 2	特別調査委員会、会計・監査及びデジタル・フォレンジック等の調査・対応費用に係る損害等 84,938,238 円
請求額合計	203,794,173 円及びこれらに対する遅延損害金

なお、当社としては、ジー・プランの当社に対する使用者責任が万一認められた場合、当社の復委任先に対する支払について、ジー・プランに対して損害賠償請求することができると考えているものの、これは本反訴では請求せず、本訴における相殺の抗弁として主張しています。

本反訴における上記の主張及び請求については、今後の裁判手続において審理されることとなります。

5. 今後の見通し

当社は、本訴においてジー・プランの請求の棄却を求めるとともに、本反訴において当社の権利及び利益を守るため、当社の主張を適切に行ってまいります。

本反訴に係る請求額は、現時点において当社の業績予想には織り込んでおりません。また、本訴及び本反訴が当社の業績に与える影響については、現時点では合理的に算定することは困難です。今後、開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上